

欠陥住宅被害全国連絡協議会主催

# マンション共用部分の100%補修の

## 実現を求める院内集会

政府は、区分所有法の改正法案を国会に提出する予定です。改正法案には、共用部分に係る損害賠償請求権等の行使の円滑化のための改正も含まれています。

問題は、改正法案では、区分所有権を譲渡した旧区分所有者が、共用部分に係る損害賠償請求権を留保することができ、管理組合に共用部分を補修するための費用が100%帰属しない余地が残されている点にあります。

この集会では、改正法案の問題点を報告し、マンション共用部分の100%補修を実現する法改正の必要性を明らかにします。是非ご参加ください。

**日時 2024年12月12日（木） 16:00～17:30**

**（開場）15:30**

**場所 衆議院第二議員会館 多目的会議室** \*事前の申込は不要です。

### プログラム

- 1 開会のあいさつ（欠陥住宅被害全国連絡協議会代表幹事木津田秀雄）
- 2 改正法案の問題点と解決方法についての報告（弁護士神崎哲）
- 3 本集会開催の意義（弁護士山崎省吾）
- 4 全国マンション管理組合連合会からの報告
- 5 区分所有法制はどうあるべきか（花房博文創価大学教授）
- 6 参加した議員のみなさまからのご発言
- 7 まとめと閉会挨拶（弁護士吉岡和弘）

【問合せ先】 吉岡和弘法律事務所 TEL 022-214-0550